特別寄稿

司法修習と法科大学院制度

工　藤　勇　行

第１　はじめに
第２　修習について
第３　修習を終えて法科大学院について思うこと
第４　今後の駒澤大学法科大学院に必要なこと
第５　おわりに

第１　はじめに

ようやく修習が終わった。

私の期である新第60期は、法科大学院制度が出来て、初の司法修習であった。そして、修習期間も１年に短縮されたわけであるが、現時点での感想としては、１年でも十分だということだ。

それは私が法科大学院という制度を経ていたせいなのか、それとも、私が個人的に早く実務での経験を積みたいと考えていたせいなのかはわからないが、１年でも十分な修習であったと思う（前の期の修習を経験していない以上、比べようがないというのもあるが）。

もちろん、修習期間が長い方がより充実した修習になるであろう。しかし、細かい法曹としての知識・技術は実際に実務に入ってからでも、経験を積み重ねて行けば、十分に身につくものである。修習で１番大切なことは、修習生の立場で、様々な法曹を実際に見て、その視点を学ぶことだと思う。

今後も法律は変わり、法制度も変わっていくであろう。しかし、法曹としてあるべき姿、リーガルマインドなるものは、今後もさして変わらないはずである。これから法曹として第一歩を踏み出そうとする修習生の立場で見た、その現場の

法曹関係者の視点というものは、今後の法曹としての自己のあるべき姿を決定づけるであろう。

その意味でも、法科大学院制度は、法曹を志した学生の段階で、実務家教員等の法曹関係者に触れることができ、その視点を早い段階から学べるため、非常に有益だと思う。

以下、第２にて、修習制度がどういうものであったか、そして、第３にて、実際１年の修習を終え、振り返って法科大学院においては何が求められていたと感じたか、第４にて、個人的に思う今後の駒澤大学法科大学院に必要なことを、述べたいと思う。

第２　修習について

１　はじめに

新第 60 期の修習期間は、平成 18 年 11 月 27 日から、平成 19 年 12 月 19 日までであった。そして、カリキュラムとしては、導入修習、分野別実務修習、選択型実務修習、集合修習、そして、司法修習生考試（いわゆる二回試験）が行われた。

新第 61 期以降では、導入修習がなくなり、また、選択型実務修習と集合修習の修習順序が配属庁により異なると聞く。

以下、それぞれの修習がどういうものであったか、主に、これから修習生になっていくであろう法科大学院生に向けて述べていきたいと思う。

２　導入修習

導入修習は、平成 18 年 11 月 27 日から同年 12 月 22 日までの約１か月間であった。これから、本格的な冬に向かっていく時期での入所は、何か寂しいものを感じた。

修習での授業は、主に、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の５科目である。

導入修習では、主に、起案（わかりやすく定義すれば、各科目の「試験」であろうか）が中心であったが、右も左もわからないまま、いきなり起案をやらさ

れ、自分はやっぱりダメな子なんだと散々思い知らされたものだ。

今思うと、新司法試験に合格して調子に乗っているであろう修習生に対するショック療法という面があったのかもしれないが（そう考えているのは自分だけで、むしろ、（裁判官としての）優秀な人材の選別という意味があったのかもしれないが)、初めての法科大学院経由の司法修習生の実力を試していたのであろう。

ところで、導入修習は、和光市の司法研修所にて行われたが、わずか１か月の修習で、東京・さいたま修習以外の修習生は、その後すぐに各地方の実務庁に飛ばなければならないということもあり、引っ越しの準備等で慌ただしいものであった。

新第 61 期からは、初めから各配属実務庁での修習ということなので、その点はよいのかもしれない。

ちなみに、実務修習中の住居は、家賃補助は出してもらえたが、自分で探さなければならない。

３　分野別実務修習

⑴　はじめに

分野別実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護と４つの分野があり、（刑事裁判修習中には家庭裁判所修習が行われた（おそらく、日程の関係でそうなったのであろう))、日程的には、平成 18 年 12 月 27 日から平成 19 年７月 31 日までで、各分野とも、３週間程度の期間であった。

新第 61 期からは、導入修習がなくなる関係から、各分野とも１か月程度の期間となるようである。

実務修習の内容は主に、実務を体験するものであるが、そのやり方等は、配属実務庁ごと、担当裁判官・検事・弁護士ごとにそれぞれ異なるものである。

私は、広島が配属庁であったため、以下述べる内容は広島のものであることを予め考慮に入れてもらいたい。

ちなみに、広島には、新第 60 期の修習生は、61 名が配属されており、それが４班に別れ（１班 15 名程度)、班ごとに分野が変わっていくシステムであった。

駒澤法曹第４号（2008）

（たとえば広島では、１班は弁護→刑事裁判→検察→民事裁判、２班は刑事裁判→検察→民事裁判→弁護、３班は検察→民事裁判→弁護→刑事裁判、４班は民事裁判→弁護→刑事裁判→検察、という順であった。）

⑵　民事裁判修習

広島には民事部が４部あった。修習生 15 名のうち１部に７名、２部に４名、３部に４名が配属された。４部は破産部であった。

民事裁判修習の内容としては、判決起案の作成（判決全文、争点整理案等）、法廷傍聴（和解、当事者尋問、労働審判事件立会等含む）、民事４部修習、簡裁修習、執行官開札修習、広島法務局修習等が行われた。また、クラスの教官が実務庁に来て、起案の実施・解説が行われたり、実務庁の裁判官による勉強会もあった。

⑶　刑事裁判修習

広島には刑事部が２部あった。修習生 15 名のうち１部に９名、２部に６名の修習生が配属された。

刑事裁判修習の内容としては、判決起案の作成、法廷傍聴、令状事務の立会、裁判所仮監獄・同行室見学等が行われた。また、クラスの教官が実務庁に来て、起案の実施・解説が行われたり、実務庁の裁判官による勉強会もあった。

⑷　家庭裁判所修習

家庭裁判所修習は、わずか１週間しかなかった（実質５日）。個人的にはもう少し長くやりたかったが、日程の関係上仕方がないことなのかもしれない。もっとやりたい場合には、選択型実務修習で選択するという手もあるだろう。

家庭裁判所修習の内容としては、家事事件、少年事件についての講義と、調停の立会、少年審判の傍聴等であった。

どの実務修習もそうなのだが、どういう事件に自分が当たるかは運としかいいようがない。生の事件は自分で選べないのである。

⑸　検察修習

広島の検察修習は、修習生 15 名全員が同じ部屋で修習をした。修習生 15 名に対して担当検事は１名であったが、他に里親検事なる制度もあり、だいたい修習生２名に対して１名の検事が里親になり、担当検事による修習のフォロー等が

行われていた。また、公判担当の検事からも修習の指導が行われた。

検察修習の内容としては、講義や取調べの傍聴等による検察実務導入教育、捜査及び事件の処理（取調べ、司法解剖立会、検視立会、簡易鑑定立会等）、公判実務修習、刑務所見学、警察署見学、飲酒検知等が行われた。

広島の検察修習の捜査では、在宅事件を３つ、身柄事件を２つやらせてもらった（修習生２人１組で、１事件をやった）。実務庁によっては、身柄事件を担当させてもらえなかったり、もっと多くの修習生で１つの事件を担当したそうである。

前述したが、どのような事件にあたるかは、運としかいようがない。また同様に、司法解剖や検視についても、自分が検察修習中にあるとは限らない。

⑹　弁護修習

弁護修習は、修習生に一人の担当弁護士がつく。そのため、広島では61名の担当弁護士がいた。

弁護修習の内容がどういうものかは、担当弁護士がどういった事件を扱っているかにかかわるため、これも運というか縁というしかない。また、特に弁護修習は担当弁護士と１対１の修習であるため、密な修習になる。

幸いにも私は、民事・刑事とも充実した修習ができたが、事務所によっては刑事弁護を全くやっていないところもあるため、弁護士会からのフォローもあったようである。

また、私は弁護士会の委員会活動にも立ち会わせてもらったが、これも非常に勉強になった。弁護士業務の幅広さを感じた。

４　選択型実務修習

選択型実務修習は、全国プログラムと個別プログラムとに分かれており、個別プログラムは各実務庁がそのプログラムを組んでおり、各実務庁ごとの特色がでていたようである。期間は、平成19年８月１日から同年９月21日までの約２か月間であった。

選択型実務修習は、各修習生が自らプログラムを選択し、修習することになるが（希望者が多いプログラムは、履修できるかは、抽選で決まる）、裁判官志望

の人が修習を深化させるために裁判修習を選択したり、検察官志望の人が検察修習を選択したりすることが多かったように思えた。

もっとも、この修習期間が、自分の進路以外の実務を体験する最後のチャンスでもあるのであるから、積極的に自分の進路以外の実務修習を選択してもよかったと思う。

５　集合修習

集合修習は、平成 19 年９月 27 日から同年 11 月 15 日までの約２か月間であり、司法研修所で行われた。科目は導入修習と同様の５科目であり、主に起案が中心であったが、模擬裁判や弁護士倫理、特別講義（国際人権）なども行われた。

実務修習を経て、法曹としての視点が少しは身についたためか（それとも、起案というものに慣れたせいか）、導入修習よりも、皆、起案の出来はよかったという。どの期も実務修習を経れば実力がグンと伸びると言われているようであるが、法科大学院を経た初めての修習生が実際にはどうだったのかは、新旧両方の修習生を見てきた教官にしかわからないのであろう。

ところで、新第 61 期からは、人数の関係もあり、東京・さいたま修習の修習生が、分野別実務修習→集合修習→選択型実務修習→二回試験の順で、それ以外の修習生が、分野別実務修習→選択型実務修習→集合修習→二回試験の順になるようである。

６　司法修習生考試（いわゆる二回試験）

司法修習生考試は、国家試験である。これをクリアしなければ、法曹にはなれない。この試験が二回試験と呼ばれる所以は、司法試験後の二回目の国家試験だからでそうである。

近年、二回試験の不合格者が増えているという。そもそも修習生の数が増えているため、不合格者の数も増えてしまうことは仕方のないことだとは思うが、絶対に落とせない試験ということで、修習生が極度に緊張してしまい、普段通りの実力が発揮できないことが最大の原因なのではないかと思う。

あまり怪情報に惑わされず、自らがやった集合修習等での起案の復習を中心にやっていけば、十分ではないかと感じた。二回試験は、決して、修習生を落とすための試験ではない。

7　おわりに

⑴　修習は積極的・主体的に

これからも修習生の人数が増加されることが予想されるため、各実務庁に配属される修習生の人数は増え、また、１クラスの修習生の人数も減ることはないであろう。

そのため、修習生自らが、積極的に担当教官や配属庁の担当裁判官・検事・弁護士等に疑問・質問をぶつけたり、アピール等をしていかなければ、その数に埋もれてしまい、何もしないまま修習が終わってしまうということにもなりかねない。

たしかに、実務庁の担当者は自分の事件を抱えており、非常に忙しそうではある。しかし、その合間を縫って、担当者に疑問・質問をぶつけるのは修習生の仕事なのである（そう割り切ろう）。

また、周りの修習生は優秀そうに見えるであろうし、実際、飛び抜けて優秀な修習生もいることは事実である。しかし、修習生間の実力の差といっても、ドングリの背比べみたいなものであるし、そんなことで消極的になってしまうのではもったいない。むしろ、たとえ担当者等からみたら低レベルの疑問・質問であったとしても、それにより恥をかいたり、怒られたり、失敗した経験が、その人を育てたりするものである。どんな形であれ、最終的に疑問を解消できた方がいいに決まっている。

修習はとにかく、積極的・主体的に行うべきである（自分のことを棚に上げて言うのもなんだが…）。

⑵　就職のこと

ところで、最近は、弁護士としての就職先を確保するのは難しく、特に大都市圏での就職はたいへん、とのことである。実際、東京・大阪での就職を希望していた修習生からは、たいへんだったという話を聞いた。

そういうこともあってか、大手渉外事務所希望者は、修習生になる前に（新司法試験合格発表前とも聞いた）就職活動をし、内定等を取っていたという。私自身も、修習生になった早い段階から就職活動をしたものである。

裁判官や検察官志望である場合にも、各配属実務庁での積極的アピールが非常に重要であるとのことから、早い段階からその志望を決めていなければならない。

もっとも、今となっては修習期間の関係上不可能であるが、できれば一通りの実務修習を経験してから就職を決めたかったと思う。一通り経験することにより、それまで漠然としていた法曹のイメージが具体的になっていくため、自分の志望もより具体的になり、積極的に自分の志望就職先を探せるからである。

第３　修習を終えて法科大学院について思うこと

１　法科大学院と前期修習

法科大学院が出来る以前の修習のカリキュラムは、前期修習、実務修習、後期修習というものであり、法科大学院は、前期修習を経たのと同程度の教育を求められていた。

前期修習がいかなるものであったかは、推測するしかないが、民事・刑事の手続きの流れ、要件事実の基礎、民事執行・保全の基礎知識、法曹倫理の基礎知識が身についていれば十分なのではないかと感じた。

これは、法科大学院で学修するものであるので、法科大学院は、その役割を十分果たしているのではないであろうか。

もっとも、学生は、新司法試験に合格しなければ意味がないと、新司法試験受験科目以外の科目や分野について手を抜く傾向がみられる。しかし、現実的に新司法試験の合格率が２・３割と低くなっていくことが予想されている現状においては、仕方のないことなのであろうか。

２　要件事実の基礎知識

司法試験に合格するためには、ある程度の法的知識（条文・判例等）・法的思考が必要である。問題点は何か、どの条文の問題か、判例はあるか、その判例の

射程はどこかまでか、法的評価のためにはどの事実を使うか、を理解できていればよい。

修習では、その知識を前提とした、事実認定の重要性を学ぶことになる。

個人的に思ったことであるが、法科大学院（前期修習）で、特に必要だと感じたのは、要件事実の基礎知識である。もっとも、要件事実を理解するためには、実体法の要件効果を理解していることが重要である。

今までの前期修習は、司法試験合格により、その能力が担保されていたため、研修所において、効果的な要件事実の授業ができていたのであろうが、法科大学院ではまだ、学生は、勉強の途中という感もあり、せっかくの要件事実の授業も中途半端に終わってしまうおそれもある。

実務修習においても、要件事実の考え方は非常に重要だと感じたので（争点整理や裁判の迅速化のためにも）、法科大学院の学生にも要件事実の考え方が重要であることを認識させる必要がある（私自身が、自覚が足りていなかっただけなのかもしれないが…）。

第４　今後の駒澤大学法科大学院に必要なこと

１　はじめに

駒澤大学法科大学院を修了し、そして、司法修習を終えた現在、私自身が今後の駒澤大学法科大学院（以下「駒澤」という。）に必要だと感じたことを、思いのままに述べたいと思う。

以下は、単なる私見で、予算や制度上の問題点を考慮に入れていないため、駒澤を真剣に考えて下さっている駒澤関係者の方々には不快な思いをさせてしまうかもしれません。その点はお詫びします。

２　新司法試験再受験者へのフォロー体制の必要性

当初、法科大学院構想が出来た時には、法科大学院を出れば７・８割が新司法試験に合格できると言われていた。しかし、実際のところ、これからは、２・３割の合格率になるため、単純計算でも受験者の７・８割が２回目、３回目の受験をしていくことになる。

上記合格率は全国平均であり、これまでも駒澤は、全国平均以下の合格率であったことを考えると、駒澤の修了生の大半が再受験をすることが予想される。

たしかに、合格・不合格は、受験生の自己責任の面もあろうが、この現実からするならば、不合格となった修了生の駒澤としてのフォローが必要不可欠だと思う。

特に今後は、上記合格率からするならば、全国的にも受験１回目で合格することは難しく、受験２回目、３回目の合格者の割合が増えていくであろう。そのため、駒澤においても、修了生の２回目・３回目の再受験を最大限フォローする体制を整えることが、駒澤からの合格者を増加させることにつながるであろう。

３　自習室について

駒澤では、学生ひとりひとりにキャレルデスクが用意されており、学生のうちは非常によい勉強環境が整っているが、いったん修了してしまうと、大学院棟が大学とは独立した場所にある関係もあり、修了生が駒澤に戻ってきて勉強を続けるスペースがない。

しかし、できることなら、早い段階で、大学院棟内に、修了生・学生が自由に使用できる大型の自習室（議論等も自由にできる場）等用意し、学生が修了後も安心して勉強を継続できる環境を整える必要があると考える。学生の全員がキャレルデスクを使用するとは限らないし、在学中と勉強環境を激変させないためにも、学生・修了生にも使用可能な自習室が必要ではなかろうか。

大学院棟内に自習室があれば、修了生と教授達との関係も疎遠にならずにすむものであるし、また、かえって受験に失敗した修了生が本気になって勉強に取り組んでいるその姿勢を学生が見ることにより、相乗効果によって、大学院内の雰囲気もいい方向に高まっていくのではないだろうか。

現実的なこととしては、空き教室を時間ごとに自習室として使用させることなのであろうが、やはり、固定の自習室は重要である。たとえば、一つの教室（あるいは一つの階）を固定の自習室としてしまい、今までその教室でやっていた授業の方を 246 会館で行うとうことは不可能であろうか。

いずれにせよ、今後益々、再受験を余儀なくされる修了生は増えていくわけで

あるから、早急な対策が必要であろう。とにかく、最低限、勉強環境さえあれば、自然とゼミ等を組んだりし、修了生仲間で切磋琢磨していくであろう。

ちなみに、修了生は大学院修了後から、その年の９月の新司法試験の発表までは、事実上就職は不可能で（通常の修了生は新司法試験を受験するために法科大学院に入学しているため、就職活動をする人の方が希である）、強制無職である。しかもこれはその修了生の責任ではなく、制度上の問題である（法科大学院を修了しないと新司法試験を受験できない）。そのため、できることなら、この間の修了生の施設使用料は、出来るだけ安い値段であることを希望する。

９月の発表後、施設を利用する必要が生じた場合は、通常の施設使用料が生じるのはやむを得ないが、施設として必要なのは、大半が自習室の利用だけであり、駒澤修了生の２回目・３回目の再受験をフォローする体制が整っていることが、駒澤からの合格者を増加させることにもつながっていくことからするならば、やはりその施設使用料はお手頃な値段を希望する。

４　アドバイザー制度について

現在駒澤では、新司法試験を受験後の一部の修了生が、その発表までの間、在学生の勉強のフォローをしている。法科大学院制度の下では、どうしても、同じ学年の学生同士で勉強することが多くなってしまうため、修了生が在学生と一緒に勉強していくというこのシステムは非常によいと思う。

在学生にとっても、自分より勉強の進んだ人と勉強することにより、刺激を受けるであろうし、修了生にとっても、勉強を教える等していく中から、一歩引いて、自分の勉強について客観的にみれるようになっていくであろう。

このシステムを仮にアドバイザー制度と呼ぶが、アドバイザー制度では、ある程度のアルバイト代が修了生に出る。予算の関係もあり、多く支払われるわけではないが、前述したように、大学院を修了したばかりの修了生は、制度上、無職を強いられるわけであるから、なんらかのアルバイトをしなければ、通常は食べていけないため、非常にありがたい制度である。

もっとも、修了生の中には、司法試験予備校でアルバイトをして、生活費を稼いでいる人もいるという。司法試験予備校の方が、アルバイト代が高いというの

が主な理由であるそうだが、駒澤で育った修了生を司法試験予備校に取られてしまうのは、もったいない。

予算の関係もあり難しい事だとは思うが、駒澤の優秀な修了生が、他のアルバイトよりも、アドバイザー制度のアルバイトをした方が特だと思うくらいの、アルバイト代を出してはもらえないものであろうか。

第５　おわりに

法科大学院制度、司法修習制度とも、法曹としての資質を育てるには、非常にいいシステムだと思う。

そして、司法修習制度は、法曹三者の修習担当者にとってもいい制度だと感じた。夢や希望にふくらんだ修習生を受け入れることにより、担当者自身、初心に返らずにはいられず、自らの法曹としての志を再確認するいい機会になるのであろう。

もっとも、法曹になるためには、今後、法科大学院・司法修習の両方を経なければならない。法科大学院は少なくとも２年、司法修習においても、これからは給料制度ではなく、貸与という形になるということから、法曹となるためには、莫大な費用がかかる。これでは、金銭的に余裕がある人でないと、法曹を志すことが難しくなってしまうのではなかろうか。

果たして、これが司法のあるべき姿なのであろうか。この点に強い懸念を感じている。

しかも、法科大学院は、大都市に集中しているため、地方の法曹人口の増加も目的としていた当初の法科大学院構想とは、反する結果となるおそれもある（法テラスがこれをカバーするのであろうか）。

そこで、ひとつの案なのであるが、修習生の大半は弁護士になるわけであるから、自治医科大方式のように（自治医科大がどういう方式なのか詳細まではわからないが）、各地方自治体が司法修習生に奨学金（給料？）を出し、その修習生がその地方に戻ってきて何年か弁護士として働けば、奨学金の返済を免除するという仕組みを作ってはどうだろうか。その地方自治体においても一定数の法曹を確保することができる。できれば、法科大学院生の時から、各地方自治体による

同様の返済免除の奨学金制度があってもよいと思う。

これまた、予算の関係や、様々な問題点があるのであろうが、金銭面の問題だけで、優秀な人材が司法の世界から遠のいてしまうというのでは、国家的損失だと思う。